

消 食 表 第 5 6 号
薬生食監発 0209 第 2 号
令 和 5 年 2 月 9 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消 費 者 庁 食 品 表 示 企 画 課 長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生法第 24 条に基づき定める都道府県等食品衛生監視指導計画について

都道府県等食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）については、各地域における流通食品の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）に基づき、毎年度策定いただいているところです。

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するための措置を講ずることとされたことを踏まえ、下記の点について改めてお知らせしますので、内容を御了知いただくとともに、引き続き、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 法第 24 条第 4 項に基づく国への報告

今後の都道府県等から国への監視指導計画の報告はメールによる報告を原則とすること。

2 監視指導計画の記載内容

監視指導計画に記載する内容は「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号。以下「指針」という。）において、次のとおり定められている。

- ・重点的に監視指導を実施すべき項目（第三の一）

- ・監視指導の実施体制に関する事項（第三の二）
- ・当該都道府県等の区域内の食品等事業者の施設への年間の立入予定回数を含む立入検査の実施計画（第三の三の１）
- ・検査項目ごとの年間の検査予定数を含む食品等の収去検査の実施計画（第三の四の１）
- ・食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項（第五）
- ・関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項（第六）
- ・食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項（第七）

各項目に記載する際に参考とすべき事項については、指針に定めるとおりであるが、項目ごとの監視指導計画中の記載内容については、都道府県等の判断により適宜簡素化することは差し支えないこと。

3 住民の意見聴取

監視指導計画を策定又は変更する際には、法第 70 条第 2 項に基づき、監視指導計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされている。意見聴取の手法については、住民からの意見を適切に聴取できるのであれば、各都道府県等において柔軟に選択することが可能であること。

4 監視指導計画の共同策定

地域の実情が適切に反映された監視指導計画が策定されるのであれば、連携体制が確保され、かつ、公衆衛生上の条件が類似する近接する複数の都道府県等により、監視指導計画を共同で策定することは差し支えないこと。